

母子保健計画

(素案)

目 次

I 母子保健計画とは

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 計画策定の体制および体系
5. 当市の現状

II 基本的な課題と考え方

1. 基本的な課題と考え方
 - (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
 - (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
 - (3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
 - (4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
 - (5) 妊娠期間からの児童虐待防止対策

III 課題に対する施策の展開と計画指標

IV 計画の推進



I 母子保健計画とは

1. 計画策定の背景と目的

近年の母子保健及び育児を取り巻く状況は、母子保健の水準が大幅に改善する一方で晩婚化や未婚率の上昇、子育て世代の家族形態が多様化する等、大きな変化が見られています。

妊産婦や子育て世帯を取り巻く環境の変化等を踏まえ、子育て支援の充実に加え、妊娠・出産支援の充実を図るとともに、妊娠・出産・子育てへの連続的支援を提供することが出来る体制づくりが求められ、国においては母子保健対策の主要な取組を提示するビジョンである「健やか親子21（2次）」が取りまとめられています。

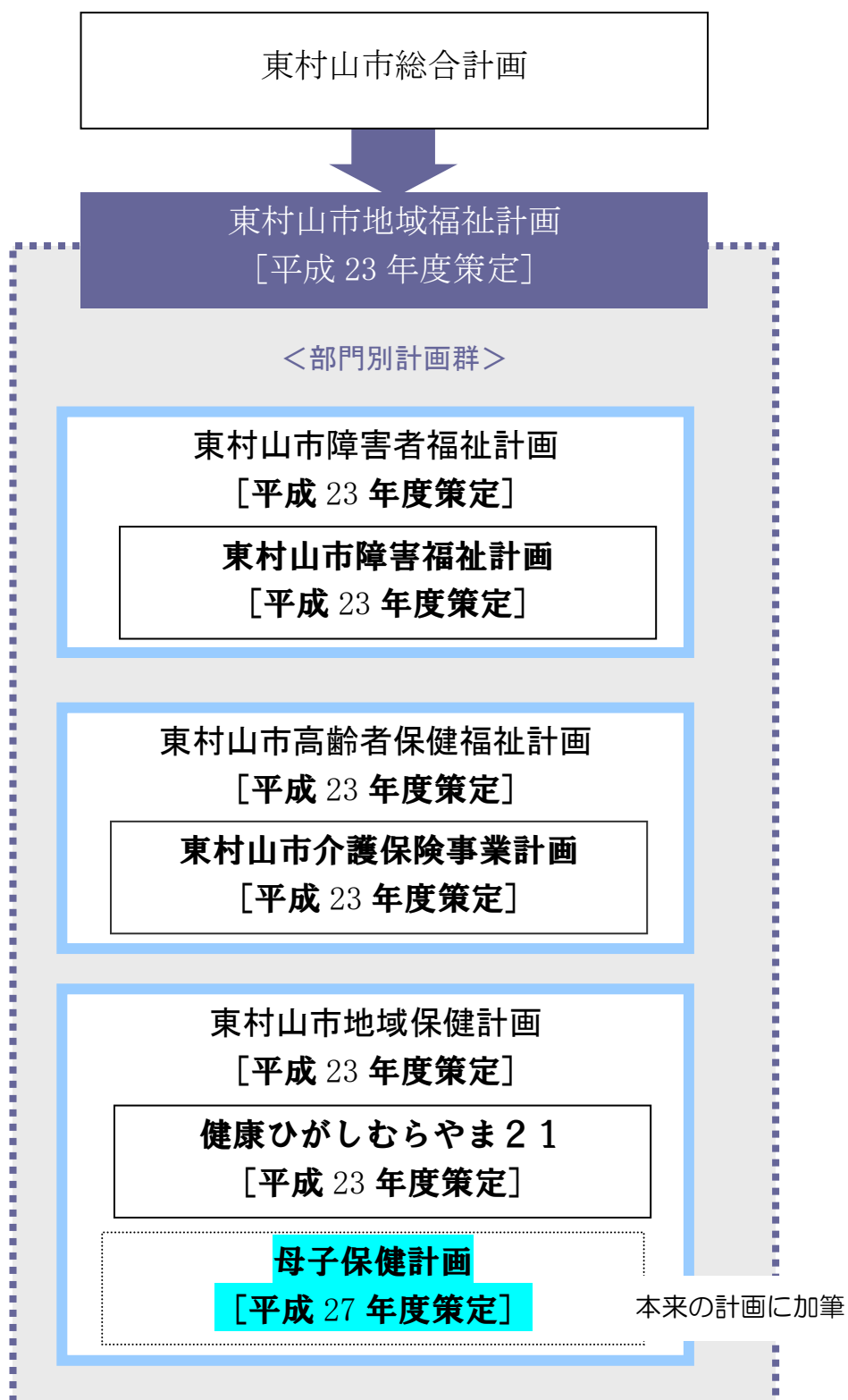
こうした「健やか親子21（2次）」の趣旨を踏まえ、母子保健計画を策定し、東村山市で安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれることができるよう努めていきます。

2. 計画の位置づけ

（1）母子保健計画の位置付け

本計画は、平成8年度に初めて策定され、平成17年度より「東村山市次世代育成支援行動計画」（レインボープラン）に包括されていましたが、平成27年度より、レインボープランの考え方を踏襲し、「健やか親子21（第2次）」の実行施策として計画していきます。『東村山市総合計画』を上位計画とし、『東村山市地域福祉計画』の個別計画『地域保健計画』の下に位置づけるものとします。

(2) 関連計画の位置づけ



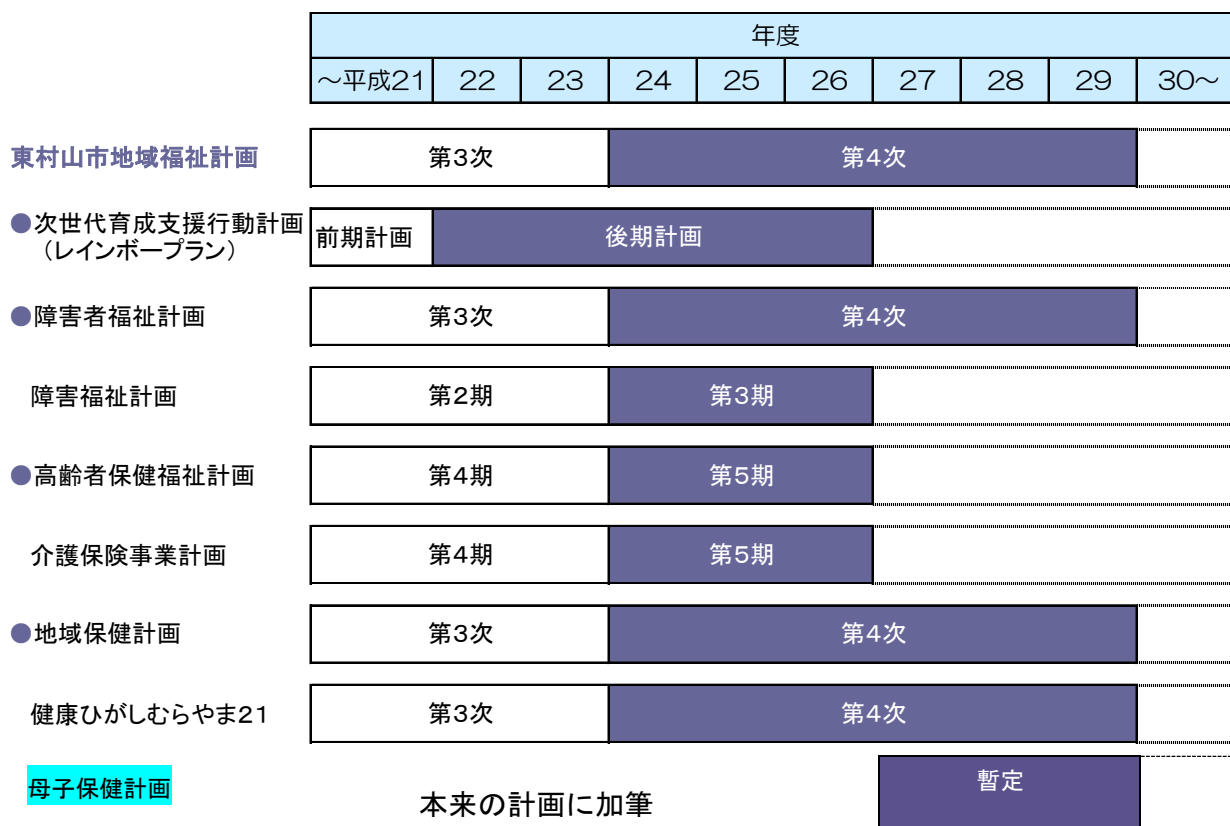
| 福祉関連計画 | 根拠法 |
|------------------|---------------|
| 東村山市地域福祉計画 | 社会福祉法※ |
| 東村山市次世代育成支援行動計画※ | 次世代育成支援対策推進法※ |
| 東村山市障害者福祉計画 | 障害者基本法※ |
| 東村山市障害福祉計画 | 障害者自立支援法※ |
| 東村山市高齢者保健福祉計画 | 老人福祉法※ |
| 東村山市介護保険事業計画 | 介護保険法※ |
| 東村山市地域保健計画 | — |
| 健康ひがしむらやま21 | 健康増進法※ |
| 母子保健計画 | 母子保健法 |

本来の計画に加筆

3. 計画の期間

母子保健計画は、平成27年度より暫定として「地域保健計画」の下に位置付けます。部門別計画の計画期間については、次に示すとおりです。

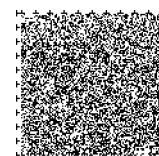
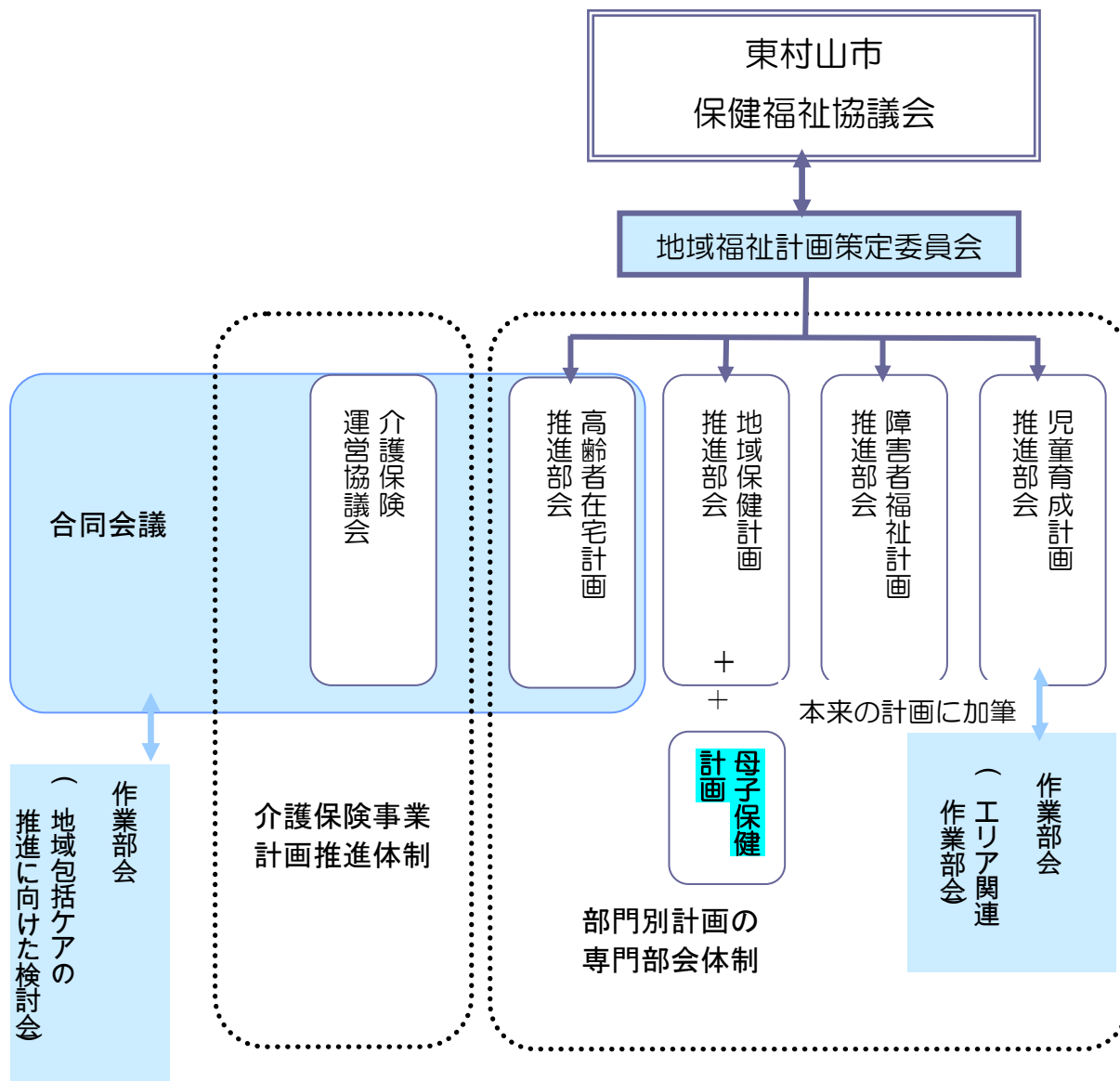
※その後は、東村山市地域保健計画に内包するか検討します。



4. 策定の体制および体系

(1) 市民主体の計画策定の体制

母子保健計画の策定にあたっては、「地域保健計画推進部会」にて検討を行いました。



(2) 計画施策の体系

| 理念 | 基本目標 | 取組内容(施策の方向) | 主要な施策 |
|---------------------------|------------------------------|--------------------------------|--|
| 認めあい、つなぎあい、支えあうまち 東村山 | 1 みんなでつながり、参加する東村山の福祉 | (1) 地域での交流等を通じた住民同士の理解の推進 | ①地域団体間の協力体制の促進 |
| | | (2) 地域保健計画推進部会における計画の進捗管理 | ①地域保健計画推進部会の活性化 |
| | 2 相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供 | (1) 相談体制の充実 | ①各種健康相談の充実 |
| | | (2) 保健・医療情報の提供 | ①わかりやすい情報提供 |
| | 3 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり | (1) 健康意識の向上 | ①関係機関、他団体との相互協力の推進 |
| | | (2) 食育(栄養)の普及・推進 | ①食を通じた生活習慣病の予防 |
| | | (3) 歯の健康の推進 | ①歯周疾患の予防啓発 |
| | | (4) がん予防対策 | ①がん検診の受診促進のための普及啓発 |
| | | | ②がん検診の精度管理の推進 |
| | | | ③健康教育事業の充実 |
| | | | ④がん検診を受けやすい環境づくり |
| | | (5) 特定健康診査・保健指導の充実 | ①健診・保健指導の必要性に関する普及啓発 |
| | | | ②健診を受診しやすい環境づくり |
| | | | ③特定健康診査・保健指導の質の向上 |
| | | (6) 「健康ひがしむらやま21」の推進(生活習慣病の予防) | ①健康的な生活習慣・改善への普及啓発(「健康ひがしむらやま21」7分野の施策の推進) |
| | | | ②地域の健康づくりの推進(保健推進員活動の推進) |
| | (7) 介護予防の推進 | ①一次予防事業との連携・推進 | |
| | | ②骨粗しょう症予防教室の推進 | |
| | (8) 医療体制の充実 | ①地域医療体制の充実 | |
| | | ②救急医療体制の充実 | |
| ③指定感染症・新感染症等の発生時における対策の充実 | | | |
| ④「東村山市地域防災計画」における医療救護の整備 | | | |
| 4 福祉を推進していくためのまちづくり | (1) 市民主体の健康づくりへの支援 | ①自主グループへの支援 | |
| | (2) 保健センターの有効活用 | ①保健センターの幅広い活用 | |

本来の計画に加筆

| | |
|-------------------|----------------------------------|
| 3 - (9) 母子保健計画の推進 | 「健やか親子 21 (第2次)」5つの課題を基本とした施策の推進 |
|-------------------|----------------------------------|

5. 当市の現状

※現在検討中

Ⅱ 基本的な考え方

1. 基本的な課題と考え方

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の活用、母子保健事業の評価・分析を行い、切れ目ない支援体制の構築を目指します。

※参考のためおもな取り組みを列記しました。実際の計画では標記は異なる予定です。

- ① 妊娠届出・母子健康手帳交付時の保健師による健康相談
- ② 妊婦健康診査の受診勧奨
- ③ 母親・両親学級での啓発
- ④ 妊婦歯科健診
- ⑤ 特定妊婦への支援（訪問、面接等）
- ⑥ ハイリスク産婦への訪問
- ⑦ 新生児訪問
- ⑧ 未熟児訪問
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業
- ⑩ 2か月サロン
- ⑪ 乳幼児健康診査
- ⑫ 専門職（管理栄養士、心理士）による相談
- ⑬ 食育の推進
- ⑭ 乳幼児歯科保健
- ⑮ 乳児精密健康診査
- ⑯ 1歳6か月児精密健康診査
- ⑰ 3歳児精密健康診査
- ⑱ 発達健診
- ⑲ 予防接種の勧奨
- ⑳ 妊娠中からの記録の集積及び保存
- ㉑ かかりつけ医、かかりつけ歯科医の定着・促進
- ㉒ 医療機関や関係機関との連携

（２）学童期・思春期から成人期にむけた保健対策

児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

※参考のためおもな取り組みを列記しました。実際の計画では標記は異なる予定です。

- ① 地域保健と学校保健の連携
- ② さまざまな機会をとらえた、喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発
- ③ 生活習慣病予防の啓発
- ④ 自殺防止の啓発
- ⑤ 命の大切さに関する啓発

（３）子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないように支えていく地域づくりを目指します。

※参考のためおもな取り組みを列記しました。実際の計画では標記は異なる予定です。

- ① マタニティマークの普及啓発
- ② 事故防止についての啓発
- ③ 乳幼児学級
- ④ 計測
- ⑤ 子育て相談
- ⑥ 子育て支援団体との連携
- ⑦ 図書館との連携
- ⑧ 民生委員との連携
- ⑨ 青少年委員との連携

（４）育てにくさを感じる親に寄り添う支援

親子が発信する様々な育てにくさ（※）のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることを目指します。

（※）育てにくさとは：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係、に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含みます。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合があります。

※参考のためおもな取り組みを列記しました。実際の計画では標記は異なる予定です。

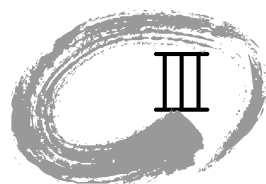
- ① 乳幼児健診時の相談
- ② 電話・面接相談
- ③ 保健師による訪問
- ④ 各健診や事業を通して、要支援家庭の早期発見と早期支援
- ⑤ 発達に関する啓発
- ⑥ 発達健康診査
- ⑦ 経過観察健診
- ⑧ 経過観察グループ
- ⑨ 障害や精神疾患等のある親への支援
- ⑩ 障害のある子どもへの支援
- ⑪ 幼児相談室との連携
- ⑫ 関係機関との連携
- ⑬ 親の会への支援

（５）妊娠期からの児童虐待防止対策

児童虐待を防止するための対策として、妊娠届出時の健康相談や保健活動を通し早期発見に努めます。また、母子保健事業と関係機関の連携強化を図ります。

※参考のためおもな取り組みを列記しました。実際の計画では標記は異なる予定です。

- ① 妊娠届出・母子健康手帳交付時の健康相談による早期発見・支援
- ② 各健診や事業、相談による早期発見・支援
- ③ 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業における早期発見・支援
- ④ 医療機関、その他関係機関との連携
- ⑤ 子ども家庭支援センターとの連携
- ⑥ 児童虐待に関する啓発
- ⑦ 児童虐待に対応するための専門職の技術向上、研鑽



Ⅲ 課題に対する施策の展開

と計画指標

1. 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

| おもな取り組み | 展開方向 |
|---------------------------|--|
| 妊娠届出・母子健康手帳交付時の保健師による健康相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発 ・先天性風疹症候群、HTLV-1等予防可能な感染症対策のための普及啓発 ・妊婦健康診査の確実な受診の勧奨 ・母親・両親学級、妊婦歯科健診の勧奨 |

| 指標名 | ベースライン | 中間評価(3年後)目標 | 中間評価(5年後)目標 | 最終評価(10年後)目標 |
|-----------------|---------------|-------------|-------------|--------------|
| 妊娠11週以下での妊娠の届出率 | 90.8%(平成24年度) | | | |
| 妊娠中の妊婦の喫煙率 | 3.8%(平成25年度) | | | |

※上記のように、課題に対する施策を展開し、主な取り組みごとに指標を設定・評価していきます。

IV 計画の推進

1. 計画の進捗管理

- (1) 毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、地域保健計画推進部会に報告し、点検・評価を行います。
- (2) 平成27年度「健やか親子21（第2次）」の開始から5年を目途に、目標達成状況等について中間評価、10年を目途に最終評価を実施して計画修正をしていきます。
- (3) 計画を効果的かつ実効性あるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、進捗管理を行います。

